（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和４年度 |
| 計画主体 | 合志市 |

合志市鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　　担当部署名　農政課

 所在地　熊本県合志市竹迫2140番地

　　　　　　　　　　　電話番号　096-248-1445

 ＦＡＸ番号　096-248-2377

　　　　　　　　　　　メールアドレス　nousei@city.koshi

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | 　カラス類、スズメ、イノシシ（イノブタ含む。）、ノイヌ、ニホンジカ、アライグマ |
| 　計画期間 |  　令和5年度～令和7年度 |
| 　対象地域 | 熊本県合志市 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（　4　年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| カラス類 | 豆類（大豆） | 13千円（22a） |
| スズメ | 稲 | 125千円（20a） |
| 麦類（大麦・小麦 | 75千円（75a） |
| イノシシ | － | － |
| ノイヌ | － | － |
| ニホンジカ | － | － |
| アライグマ | － | － |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| ①カラス類 ：年間を通じて市内全域の圃場に出没して被害実態を把握できていないが、苗を引き抜く悪戯が多く、ビニールハウスに穴をあけるなどの被害などが考えられ、今後一番被害の増加が心配される。②スズメ　 ：出没情報等が年に数回程度寄せられ、稲に被害が発生している。③イノシシ ：市内全域で出没情報が寄せられている。R4年度には、住宅地に出没する事例が２件でており、今後農作作物・住民への被害防止や警戒が必要。④ノイヌ　 ：H20年以降に被害は発生していないが、目撃情報があり、家畜・家禽への被害が懸念される。⑤ニホンジカ：H30年度の10月頃に旧西合志付近で出没情報が10件程度寄せられており、捕獲できていない。現在も、市内北側に生息している可能性があり、警戒が必要。⑥アライグマ：市内では目撃情報や被害状況は報告されていないが、近隣市町村では、多数の目撃情報が寄せられているため、警戒が必要。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（　４　年度） | 目標値（　７　年度） | 軽減率（％） |
| カラス類被害金額 | 13千円 | 11.5千円 | 12％ |
| カラス類被害面積 | 0.22㏊ | 0.11㏊ | 50％ |
| カラス類被害合計 | 13千円、0.22㏊ | 11.5千円、0.11㏊ | 12％、50％ |
| イノシシ被害金額 |  |  |  |
| イノシシ被害面積 |  |  |  |
| イノシシ被害合計 |  |  |  |
| スズメ被害金額 | 200千円 | 100千円 | 50％ |
| スズメ被害面積 | 0.95㏊ | 0.475㏊ | 50％ |
| スズメ被害合計 | 200千円、0.95㏊ | 100千円、0.475㏊ | 50％、50％ |
| ノイヌ被害金額 |  |  |  |
| ノイヌ被害面積 |  |  |  |
| ノイヌ被害合計 |  |  |  |
| ニホンジカ被害金額 |  |  |  |
| ニホンジカ被害面積 |  |  |  |
| ニホンジカ被害合計 |  |  |  |
| アライグマ被害金額 |  |  |  |
| アライグマ被害面積 |  |  |  |
| アライグマ被害合計 |  |  |  |
|  |  |  |  |

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | カラス類：合志市有害鳥獣駆除隊を組織し年間の有害鳥獣捕獲業務を委託し、主に銃器による駆除を実施している。イノシシ：合志市有害鳥獣駆除隊のワナ免許保持者に依頼し捕獲ワナを設置し対応している。ノイヌ：熊本県菊池保健所・合志市環境衛生課と調整を図りながら捕獲用檻を設置し捕獲を実施している。ニホンジカ：熊本県へ許可申請手続きをし、年間の有害鳥獣捕獲業務を委託している。合志市有害鳥獣駆除隊へ依頼し、駆除作業及び追い払い作業を実施している。 | カラス類・イノシシ：合志市有害鳥獣駆除隊の高齢化が進み、後継者の育成が急務である。広報や回覧を用いて捕獲の後継者、新規捕獲者募集の周知を図る。ノイヌ：捕獲は被害地近隣に住宅があり猟銃を撃つことが困難であるため、捕獲効率の良い捕獲用檻等を導入していく。ニホンジカ：目撃場所が、特定猟具使用禁止区域内のため猟銃を使用することができず、警察や合志市有害鳥獣駆除隊と連携し、区域外で捕獲作業を行う。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 現時点では防護柵の設置の要望はない。 | ノイヌ：畜舎の清掃をはじめとする衛生管理や、ヌレ子（生まれてから２～３か月程度の子牛）に対する防護柵の設置の推進など、自己防衛策の啓発を進めていく。イノシシ：被害の拡大を想定し、被害の小さい今の内から農家にイノシシ被害への対策として防護柵の効果や費用等の周知を図る。 |
| 生息環境管理その他の取組 |  |  |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 現在、市が関与している主な有害鳥獣対策が猟友会に大きく依存している。猟友会の高齢化などを勘案し、以下のとおり取り組み方針を定める。①より効率的な有害鳥獣駆除の方法の検討を行う②広報や回覧を用いて捕獲の後継者、新規捕獲者の募集の周知を図る③有害鳥獣からの被害防止策（防護柵の設置など）を取りまとめ、農家による自己防衛の方法を周知し、自己防衛意識の向上を図る |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 合志市有害鳥獣駆除隊２団体（狩猟およびワナ免許を所持する者で構成）に捕獲を委託し、被害報告により被害調査を実施し、捕獲が必要と認められる場合は市からの有害鳥獣捕獲許可を受け捕獲を実施する。また、熊本県より権限移譲を受け、ニホンジカ・アライグマについても同様に対応する予定。熊本県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に出来るだけ努める。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| ５年度 | カラス類イノシシノイヌニホンジカアライグマ | 広報や回覧を用いて捕獲の後継者、新規捕獲者募集の周知を図り、狩猟免許及びワナ免許の取得を推進するとともに捕獲機材（箱ワナ等）の整備を進め、捕獲率の向上を目指す。 |
| ６年度 | カラス類イノシシノイヌニホンジカアライグマ | 広報や回覧を用いて捕獲の後継者、新規捕獲者募集の周知を図り、狩猟免許及びワナ免許の取得を推進するとともに捕獲機材（箱ワナ等）の整備を進め、捕獲率の向上を目指す。 |
| ７年度 | カラス類イノシシノイヌニホンジカアライグマ | 広報や回覧を用いて捕獲の後継者、新規捕獲者募集の周知を図り、狩猟免許及びワナ免許の取得を推進するとともに捕獲機材（箱ワナ等）の整備を進め、捕獲率の向上を目指す。 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 1. カラス類

（捕獲実績：２年度　１５２羽　３年度　１３３羽　４年度　１１８羽）被害実態を把握できていないが、カラス類による農作物の食害や定植期の農作物を倒すなどの被害が見受けられている。今後も被害防止のため継続的に捕獲を実施する。捕獲計画数を３００羽とする。1. イノシシ

（捕獲実績：２年度０頭　３年度０頭　４年度２頭）元年度、１件・２年度、１件・４年度、２件と目撃情報が増加し４年度には２頭捕獲を行い、今後も出没の可能性があるので捕獲計画数を５頭とする。1. ノイヌ

（捕獲実績：２年度０頭　３年度０頭　４年度０頭）過去に家畜が襲われる被害があり、依然として目撃情報があることから、引き続き捕獲を実施する。捕獲計画数を２０頭とする。1. ニホンジカ

（捕獲実績：２年度０頭　３年度０頭　４年度０頭）被害実態を把握できていないが、目撃情報が多数寄せられていることから、引き続き捕獲を実施する。捕獲計画数を1頭とする。（２年度２件・３年度１３件・４年度２件）1. アライグマ

（捕獲実績：令和２年度０頭　令和３年度０頭　令和４年度０頭　）近隣市町村で目撃情報や捕獲実績が多数あるため、今後、本市への侵入・被害の可能性があるので捕獲計画数は５頭とする。（本市での目撃件数は０件） |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 　　　５　年度 | 　　　６　年度 | 　　　７　年度 |
| カラス類 | ３００羽 | ３００羽 | ３００羽 |
| イノシシ | ５頭 | ５頭 | ５頭 |
| ノイヌ | ２０頭 | ２０頭 | ２０頭 |
| アライグマ | ５頭 | ５頭 | ５頭 |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| 猟銃・箱ワナ・くくりワナによる通年捕獲。鳥獣による農作物被害防除のための鳥獣捕獲依頼を受け、合志市有害鳥獣駆除隊に捕獲許可証を交付し捕獲を実施。主に第一種銃猟免許または第二種銃猟免許保有の駆除隊員による猟銃にて捕獲を実施。依頼があれば合志市から箱ワナを貸し出す。捕獲場所は合志市内全エリアを計画。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 特になし |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 熊本県合志市 | 二ホンジカ、アライグマ |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 　　　５　　年度 | 　　　６　　年度 | 　　　７　　年度 |
| イノシシノイヌニホンジカ | イノシシやノイヌ等の侵入防止柵について、市民からの要望に応じ、設置を検討する。 | イノシシやノイヌ等の侵入防止柵について、市民からの要望に応じ、設置を検討する。 | イノシシやノイヌ等の侵入防止柵について、市民からの要望に応じ、設置を検討する。 |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 　　　　５　年度 | 　　　　６　年度 | 　　　　７　年度 |
| イノシシノイヌニホンジカ | なし | なし | なし |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 合志市交通防災課 | 防災無線にて各地区へ周知及び各区長へ情報提供 |
| 合志市学校教育課 | 小中学校へ周知 |
| 合志市子育て支援課 | 各保育園へ周知 |
| 熊本北合志警察署及び各派出所 | パトロール等依頼 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
|  |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 埋設処理及び焼却施設へ直接持ち込み、焼却処理する等適切に処理をする |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 利用なし |
| ペットフード | 利用なし |
| 皮革 | 利用なし |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 利用なし |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 近年、捕獲はカラスがほとんどの為、食品としての利用は困難であるが、今後イノシシ等の捕獲が増加したときには、関係機関の意見を参考にして処理加工施設や食品としての利用を検討していく。 |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 特になし |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 合志市鳥獣被害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 合志市有害鳥獣駆除隊 | 有害鳥獣捕獲の実施（銃器・ワナ） |
| 熊本県鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供、その他必要な助言・指導を行う。 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 熊本県県北広域本部 | アドバイザーとして有害鳥獣関連情報及び被害防止技術の情報提供、その他必要な助言・指導を行う。 |
| 菊池地域農業協同組合 | 有害鳥獣関連の被害場所と規模に関する情報提供、啓発及び協力。 |
| 熊本県農業共済組合菊池支所 | 有害鳥獣関連の被害場所と被害額に関する情報提供、啓発及び協力。 |
| 菊池森林組合 | 山林所有者の植栽等の被害情報提供及び協力 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 当面、現行の体制で鳥獣被害防止計画を推進していくが、今後、合志市有害鳥獣駆除隊員などを中心に１０名程度の構成員を核とした鳥獣被害対策実施隊の結成を検討していく。また、駆除隊員の高齢化が進み担い手不足が懸念されている。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 近隣市町・他協議会との情報交換を図りながら連携をとる。 |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
|  |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。